

明石市における特別職・行政委員会の委員等構成状況

(2022年2月28日現在)

名称	女性割合	委員等数			根拠法
		計	男性	女性	
副市長	0%	2	2	0	地方自治法第161条第1項
	【選任】市長が議会の同意を得て選任 ■任期：4年				
	【職務】市長の補佐、政策及び企画の判断・処理、職員の担当事務の監督、市長の職務代理、市長からの事務委任				
公営企業管理者	0%	1	1	0	地方公営企業法第7条
	【選任】市長が任命 ■任期：4年				
	【職務】水道事業の業務の執行における意思決定等の権限				
教育長	0%	1	1	0	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項
	【選任】市長が議会の同意を得て選任 任期：3年				
	【職務】教育委員会の会務の総理、教育委員会の代表				
教育委員会委員	50%	4	2	2	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項
	【選任】市長が議会の同意を得て選任 ■任期：4年				
	【職務】市における教育に関する事務の管理及び執行				
監査委員	25%	4	3	1	地方自治法第195条第1項
	【選任】市長が議会の同意を得て選任（内議員2名） ■任期：4年（議員は当該議員の任期）				
	【職務】市の財務事務、経営事業管理に係る監査				
選挙管理委員会委員	0%	4	4	0	地方自治法第181条
	【選任】議会における選挙 ■任期：4年				
	【職務】市が処理する選挙に関する事務及び関連事務の管理				
公平委員会委員	33%	3	2	1	地方公務員法第7条第2項及び第9条の2第1項
	【選任】市長が議会の同意を得て選任 ■任期：4年				
	【職務】職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置要求の審査、職員に対する不利益処分についての審査請求の裁決等				

名称	女性割合	委員等数			根拠法
		計	男性	女性	
固定資産評価員	0%	1	1	0	地方税法第 404 条第 1 項
	【選任】 市長が議会の同意を得て選任 ■任期：定めなし				
	【職務】 固定資産の適正評価、価格決定の補助				
固定資産評価審査 委員会委員	33%	3	2	1	地方税法第 423 条第 1 項及び第 2 項
	【選任】 市長が議会の同意を得て選任 ■任期：3 年				
	【職務】 固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服の審査決定				
人権擁護委員	77%	13	3	10	人権擁護委員法第 6 条第 1 項
	【選任】 議会の諮問を経て市長が推薦。法務大臣が委嘱 ■任期：3 年				
	【職務】 人権擁護のために必要な取組の実施				
公益監察員	0%	2	2	0	明石市法令遵守の推進等に関する 条例第 7 条第 1 項
	【選任】 市長が議会の同意を得て選任 ■任期：3 年				
	【職務】 内部公益通報の処理、通報職員等の保護				
農業委員会委員	7%	14	13	1	農業委員会等に関する法律第 3 条第 1 項及び第 4 条第 1 項
	【選任】 市長が議会の同意を得て選任（認定農業者等が過半数） ■任期：3 年				
	【職務】 農地法に基づく売買・貸借の許可、農地転用案件への意見具申、 遊休農地の調査・指導等				